

< 福祉のまちづくり条例 >

平成 11 年 4 月に施行された佐賀県の条例。障害者、高齢者、妊産婦、子どもなど、日常生活又は社会生活を送るうえで様々な制約を受ける人々が自らの意思で自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを可能にする障壁のない地域社会の実現を基本理念としている。

< UD 施設整備基準 >

平成 16 年 11 月に佐賀県公共施設 UD 取組方針、県有施設の UD 標準仕様を策定し、公共施設の UD を推進に取り組んでいるものを、民間の施設についても UD を推進していくため、平成 17 年 7 月にそれまでの福祉のまちづくり条例優良施設整備基準に UD 標準仕様等を盛り込み、UD 施設整備基準として改正されたもの。

条例改正後、UD 施設整備基準に適合している施設に対し、これまでに 5 件の適合証が交付されており、当行は金融機関の施設として初めての交付となります。

整備基準・ユニバーサルデザイン施設整備基準の主な概要（出所：佐賀県）

項目	基準	整備基準	ユニバーサルデザイン施設整備基準
出入口の幅		内法 80 cm 以上	内法 90 cm 以上
廊下の幅		内法 120 cm 以上	内法 180 cm 以上
階段の幅 " の寸法		規定なし 規定なし	内法 150 cm 以上 蹴上げ 16 cm 以下、踏み面 30 cm 以上
昇降機の大きさ " 出入口幅		1.83 m <sup>2</sup> 以上 内法 80 cm 以上	2.09 m <sup>2</sup> 以上 内法 90 cm 以上
多機能トイレの設置 一般トイレの構造		規定なし 規定なし	設置 内法 75 cm 以上、開戸の場合は外開き
身障者用駐車台数 " までの雨よけ		1 台以上 規定なし	駐車台数に応じて 設置（乗降スペース含む）
敷地内の通路の幅		120 cm 以上	180 cm 以上

多機能トイレとは、車いす使用者が利用可能な広さを有し、トイレ内にオストメイト（人工肛門、人工膀胱の方）対応設備、ベビーベットなどが設けられているトイレのこと。